

Snow Link Drone サービス規約

第1条（目的）

本規約は、Snow Link Drone（以下「当社」といいます。）が提供する Web 構築・システム開発・ドローン空撮などのサービスの利用条件を定めるものであり、当社とお客様との間で行われる契約や取引に適用されます。

第2条（規約の成立）

1. 当社とのサービス規約は、お問い合わせフォームのお問い合わせ送信時若しくは契約時に規約が成立するものとします。
2. 当社は、必要に応じて本規約を改定することがあり、改訂後は当社 Web サイトに掲示した時点で効力を生じます。

第3条（ドローンの飛行）

1. 以下の状況下でのドローン業務はお受けできません。
 - (1) 飛行禁止場所での無許可飛行
 - (2) 法令、条例等で禁止された場所や空域での飛行
 - (3) 災害発生時など緊急用務空域に指定された空域での飛行
 - (4) 強風（風速 5m/s 以上）や悪天時など悪天候下での撮影
 - (5) 補助者がいない場合
 - (6) その他、安全が確保できない場合
2. 緊急用務空域における飛行は自治体、政府の要請があった場合で自治体、政府の指揮下に基づいた飛行のみ実施できるものとします。（災害の捜索活動など）
3. 安全運航の観点から、ドローン飛行時には補助者が必要となります。
4. 飛行範囲が広範囲に及ぶ場合などは補助者の増員が必要となる場合があります。
5. 補助者は原則お客様でご用意ください。補助者をご用意できない場合は、当社で手配を試みますが確約はできません。

第4条（システム開発・Web構築業務・LP構築作業等）

1. 第4条に適用される業務とは、ドローン関連、ITサポート以外の業務のことを指します。（以下、「開発業務」といいます。）
2. ドローン撮影+Webサイト構築・開発（以下、「Webサイト構築」といいます。）、ドローン撮影+Webサイト保守・更新（以下、「Webサイト保守」といいます。）のドローンとのセット業務については、Webサイト構築およびWebサイト保守の部分において適用されるものとします。
3. 当社は成果物について、ご希望に添えるように最善を尽くしますが、システムの性質上、想定外の調整や追加作業が必要となる場合があります。その際は内容と費用をお客様と協議の上、柔軟に対応するものとします。
4. 開発業務はアジャイル開発を前提で進めるものとします。
5. サーバー利用料、ドメイン年間維持費用、システムライセンス料などの諸費用については、お客様負担とします。
6. 着手金および発生した工数分の代金は返金できかねます。
7. 途中で大幅な仕様追加・変更などが発生した場合は、再見積・再調査などで調査着手金や調査料金、開発料金が追加で発生いたします。
8. 当社は、開発業務の成果物についてその動作を完全に保証するものではなく、バグ・エラー等が発生した場合には、契約範囲内で修正対応を行うものとします。

第5条（ドローン・Web構築運用サブスク）

1. ドローン・Web構築運用のサブスクリプションサービス（以下、「ドローン・Web構築運用サブスク」といいます。）については、第4条の業務に含まれるものとする。追加で、以下の規約が適用されるものとする。
2. ドローン・Web構築運用サブスクには、最低契約期間があります。最低契約期間内に解約された場合は、残契約期間分の料金を一括でお支払いいただきます。
3. サービスの提供は、契約期間中に限ります。
4. 解約後は、当社が管理するサーバー・デザインデータ・構成ファイル等へのアクセスおよび公開が停止されます。
5. 最低契約期間終了後は当社とお客様双方から申し出がない場合は、1ヶ月ごとの自動更新とします。
6. 解約後から30日以上経過の後、データは全て削除されるものとします。

第6条（ITサポート）

1. 作業時間はパソコン等の環境や使用状況によって変動するものとします。
2. Officeソフト、セキュリティ対策ソフトなどのソフトウェアライセンスおよびパソコン等はお客様が実費で購入していただくものとします。（不正ライセンスでの作業は対応できません。）
3. パソコンデータの完全上挙は、パソコンの電源が入る状態で実施するものとします。
4. 作業内容によってはその場で対応できず、再訪問となる場合があります。（物損事故防止の観点から原則お預かりでの作業は致しかねます。）
5. インターネット回線・電源など、作業に必要な環境は事前にご準備ください。

第7条（要望・要件・仕様の取り扱い）

1. お客様は仕様・要件などについては、正確な作業・業務進行を推進するため、メール・LINEなどの書面で依頼するものとします。（口頭でのご依頼は反映できない場合があります。）
2. LINEは公式LINE。メールは担当者のメールアドレスもしくは、contact@snow-link-drone.jpまでとする。
3. 要件・仕様確定後の変更は、内容を精査の上、再見積りまたは別契約にて対応するものとします。

第8条（標準作業時間・時間単価の定義）

1. 当社は時間単位を定めていない各作業において標準作業時間を設定しています。
2. 標準作業時間を超過した場合は、別途定める料金を徴収できるものとします。
3. 1時間単位の作業は切り上げで計算し、請求するものとします。（例：1時間単位2,000円の場合は15分の作業でも2,000円徴収いたします。）

第9条（進捗報告）

1. 進捗報告については、1週間に1回、メールまたはLINE等の書面で進捗報告をするものとします。
2. その際に、現時点での作業時間も報告するものとします。
3. 進捗報告でお客様が定めた方法がある場合は、それに従うものとします。

第10条（稼働時間）

稼働時間については、効率を重視した形で配分するため、1日8時間以上の稼働は保証しないものとします。

第11条（免責事項）

データの破損・消失については、当社に故意または重過失のある場合を除き責任を負わないものとします。（お客様自身でデータのバックアップをお願いいたします。）

※特にサーバー移行作業については、データが破損・消失する可能性が高い作業となりますので、ご注意ください。

第12条（納品データの確認業務）

当社でも基本的な確認は行いますが、最終的な業務上の確認はお客様にてお願いいたします。

第13条（AI利用に関する特約）

1. 当社は、業務遂行にあたり、生成AIその他の人工知能ツールを利用することがある。
2. ただし、当該AIツールに対して提供する情報については、学習データとして二次利用されない設定を使用するものとし、機密情報が第三者に開示・学習されることのないよう十分に配慮する。
3. 本条の条件を遵守する限り、当社によるAIツールの利用は、秘密保持契約における機密保持義務違反には該当しないものとする。
4. 当該AIツールには、ChatGPT、Claude、Gemini、Copilot等の生成AIを含みます。

第 14 条（交通費・宿泊費）

1. 大阪市生野区を基準に交通費が発生するものとします。
2. 大阪シティバスおよび Osaka Metro 線内で発生した交通費は請求しないものとします。
3. 宿泊が必要な場合は、宿泊費はお客様負担とします。

第 15 条（代金のお支払い）

1. 特段の取り決めがない場合は、以下の通りとします。

項目	支払期限
着手金・要件定義費用	作業開始前
実働時間代金・標準作業時間超過代金	各月末締め・翌月 25 日まで
その他開発費用、ドローン飛行費用など	納品後、30 日以内
サーバー費用、ドメイン管理費用、ライセンス料金	各社が設定している支払い期限の 10 日前まで

2. ライセンス費用などは、規定の日までに支払いがない場合は、ソフトウェアやサーバー、ドメインが利用停止となります。その場合、当社は一切の責任を負いかねます。
3. 振込手数料はお客様負担とします。
4. お支払いが遅延した場合は、年 14.5%の遅延損害金を請求いたします。
5. お客様が法人である場合、支払サイト（請求書発行日から 30 日以内など）について別途取り決めを行うことができます。

第 16 条（IT サポート、ドローン飛行業務におけるキャンセル料・作業延期料金・キャンセル規定）

1. ドローン撮影+Web サイト構築、ドローン撮影+ Web サイト保守のドローンとのセット業務については、Web サイト構築および Web サイト保守の部分において適用されるものとします。

項目	キャンセル料	作業延期
作業日前日まで	無料	無料
当日（出発前・連絡あり）	10,000 円	5,000 円
当日（出発後・連絡あり）	30,000 円	10,000 円
連絡なし・作業開始以降	50,000 円	30,000 円

2. 以下の場合にはキャンセル料は発生せず、作業延期とします。
 - (1) 震度 5 弱以上の地震
 - (2) 警報級以上の大雨、暴風、洪水警報の発令（IT サポート案件）
 - (3) 注意報級以上の大雨、強風、洪水注意報の発令（ドローン業務）
 - (4) 当社の担当者が感染症に感染した場合（治癒されるまで）
 - (5) 気象情報等で悪天候が見込まれる場合
 - (6) その他、交通機関の大規模な乱れや行政からの要請など、安全上やむを得ない場合
3. 気象情報等で悪天候が見込まれた場合でも、お客様の指示によって、作業をしようとしたが作業できなかった場合は、キャンセル料・作業延期料金が発生いたします。
4. 作業開始後にキャンセルされた場合は、実働時間分の料金を別途徴収し、撮影データ等は削除するものとします。キャンセルされた場合は、撮影データは削除するものとします。

第 17 条 (システム開発・Web 構築業務・LP 構築業務等におけるキャンセル料金・キャンセル規定)

1. 第 17 条に適用される業務とは、開発業務のことを指します。
2. ドローン撮影+Web サイト構築、ドローン撮影+ Web サイト保守のドローンとのセット業務については、Web サイト構築および Web サイト保守の部分において適用されるものとします。
3. 契約締結後にキャンセルされた場合は、キャンセル料として 15 万円を徴収するものとします。
4. デザイナーの業務、キャンセル料については別途請求するものとします。
5. 着手金、実働時間分の作業料金は別途徴収いたします。
6. 制作途中のデータは破棄いたします。
7. 上記にかかわらず、契約時点での進捗・作業状況に応じて、実費分を別途請求できるものとします。

第 18 条 (サーバー管理のサブスクリプション)

1. サーバー管理のサブスクリプションには、最低契約期間があります。最低契約期間内に解約された場合は、残契約期間分の料金を一括でお支払いいただきます。
2. 最低契約期間終了後は、当社とお客様双方から申し出がない場合は、1 ヶ月ごとの自動更新とします。
3. サーバー管理のサブスクリプションサービス解約後は、他のサービス（サーバー移行作業など）を利用しない限りは、サーバーへのアクセス等を行わないものとします。
4. 当社は、契約更新の 1 週間前までに自動更新予定の旨を電子メール等で通知することがありますが、通知の有無に関わらず自動更新の効力は有効とします。

第 19 条 (サブスクリプションについて)

1. 特段の規約がない場合は、最低契約期間は 3 ヶ月とします。
2. 毎月 25 日までに解約のお申し出がない場合は、1 ヶ月ごとの自動更新となります。
3. 解約日は月末とし、日割り計算などを行いません。
4. 法人契約の場合、支払日および解約申請日を別途取り決めることができます。

第 20 条 (発注の基準)

1. お客様は当社に対して、メールまたは公式 LINE にて発注書を提出していただくことで発注となります。
2. 口頭での発注は受け付けておりません。
3. 対応は発注書の提出が速いお客様から順次対応いたします。
4. 先着〇社限定キャンペーンなどは発注書の提出の先着順で判定いたします。(予約などは受け付けておりません。)

第 21 条（著作権・知的財産権）

1. 当社が作成したプログラム、HTML、CSS、JavaScript、ドローン映像、写真等の著作権は、特段の合意がない場合は、当社に帰属します。
2. 当社と提携しているデザイナーが作成したデザインは、特段の合意がない場合は、デザイナーに帰属します。
3. お客様は、納品後に本サービスの成果物を利用する権利（使用权）を得ますが、複製・改変・再配布等は当社および提携デザイナーの許可を要します。
4. 著作権譲渡プランを選択された場合は、納品後に著作権をお客様に譲渡します。
5. ドローンによる映像・写真素材の所有権は当社に帰属し、お客様には利用目的に応じた使用权を付与します。商用利用・再配布等を行う場合は、別途当社の許可を得るものとします。

第 22 条（秘密保持）

1. 当社およびお客様は、業務上知り得た相手方の機密事項を第三者に漏らしてはなりません。
2. 当社と NDA（秘密保持契約）を締結している場合は、そちらの条項を優先とします。

第 23 条（契約解除）

1. お客様が本規約に違反した場合は、当社は催告なしに契約を解除することができます。
2. 着手後の解除の場合は、規定のキャンセル料を徴収いたします。

第 24 条（反社会的勢力の排除）

お客様が反社会的勢力に該当する場合、または関与が認められる場合、当社は直ちに契約を解除できるものとします。

第 25 条（お問い合わせフォーム・公式 LINE）

1. お問い合わせフォームは、お客様からの業務目的（業務、プランに関するご相談・ご質問、業務委託パートナーの採用活動、業務提携のご相談、当社が提供しているサービスのお問い合わせ）（以下、「業務に関するお問い合わせ」といいます。）のお問い合わせを目的で開設しているフォームです。
2. 公式 LINE はお客様からの業務に関するお問い合わせを受ける目的で開設しています。
3. お問い合わせフォーム・公式 LINE で明らかに業務に関係ない内容の送信（スタンプ連打（所謂、スタ連・スタ爆）を含む）、送信試行、嫌がらせ、スパム行為があった場合は、調査・対応費用として 1 通あたり 1,000 円の対処料金をご請求させていただく場合があります。
4. 通常の使用で想定し得ないような利用が発覚した場合（連続的な送信ボタンの押下、ブラウザの自動操作、Dos 攻撃に準ずる行為など）は、別途 1 件あたり 10 万円の対応費用をご請求させていただく場合があります。
5. 別途、サーバー停止やサーバー負荷確認時はそれに伴う損害賠償を請求させていただく場合があります。

（注）当社のお問い合わせフォームでは、送信ボタン押下時に送信者 IP・端末情報等を自動的に記録しています。悪質な利用が確認された場合は、然るべき期間への通報・法的措置を含めた対応を行う可能性がございます。

第 26 条（プライバシーポリシー）

当社サイトでは、お問い合わせフォーム等を通じて取得した個人情報を、以下の方針に基づき適切に取り扱います。

1. 個人情報の利用目的

取得した個人情報は、お問い合わせへの回答およびサービス提供に必要な範囲でのみ利用します。

2. 個人情報の第三者提供

法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者に提供することはありません。

3. 個人情報の管理

当社サイトは、個人情報の漏洩・紛失・改ざんを防止するため、適切な安全対策を講じます。

4. 開示・訂正・削除について

本人からの請求があった場合は、速やかに対応いたします。

5. 入力情報の取得について

当社サイトでは、お問い合わせフォーム等におけるセキュリティ強化の一環として、特定条件下（例：過去に迷惑行為が確認された端末、ネットワークからのアクセス等）において、フォームの送信前に入力された情報の一部を記録・取得する場合があります。取得される情報には以下が含まれる場合があります。

- (1) 入力されたテキストの内容（送信前の時点）
- (2) IP アドレス
- (3) 使用端末の情報（User-Agent など）
- (4) 入力された時刻

6.5 で取得された情報は、不正アクセス・迷惑行為の検知および防止を目的としており、第三者への提供や、目的外での使用は行いません。また、これらの処理は対象者を限定して実施しており、通常のご利用者様には影響しないよう配慮しています。

7. お問い合わせ窓口

本ポリシーに関するお問い合わせは、お問い合わせフォーム、メールまたは公式 LINE からご連絡ください。

第 27 条（業務提携割引）

1. 業務提携割引は発注日およびお支払い時点で業務提携されていることを条件とします。

2. 業務提携契約から業務提携解約までの間に、発注者の都合で提携内容が未履行となっている場合は、当該案件に適用された業務提携割引は無効となり、通常価格（一般・法人価格）の差額分を追加請求いたします。

3. 当社の都合により業務提携を解除した場合は、本項は適用いたしません。

第 28 条（電子締結・写し）

当社と締結する契約は、電子署名または電子的方法による承諾をもって締結された場合も有効とする。
また、その写し（PDF 等）は原本と同一の効力を有する。

第 29 条（契約書の管理）

当社は、契約書を原則として電子データにより管理するものとし、
紙媒体で作成または受領した場合には、電子化後、適切な方法により破棄または廃棄処理を行うものとする。

第 30 条（準拠法・管轄裁判所）

本規約は日本法に準拠し、紛争が生じた場合は大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025 年 11 月 04 日 制定

Snow Link Drone